

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会
発行人 高橋 徹 編集人 西川 正 2015年3月10日発行・No.32

震災対策
特別号

南相馬市小高区の人たちは今 ～避難指示解除を待つ～



避難指示解除準備区域にあり、多くの住民が仮設住宅などでの避難生活を送る南相馬市小高区。平成28年春の避難指示解除を目指し、行政と市民がそれぞれ復興への歩みを始めている。今回は、避難指示解除後の生活を見据え、それぞれの立場で復興を支える市民の活動を取り上げたい。

写真は、左からのらとも農園を主宰する廣畑裕子さん、NPO法人浮船の里の代表久米静香さん、双葉屋旅館の女将小林友子さん。

J R 常磐線小高駅。東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故の後、原ノ町駅からの列車が来ることが途絶えて久しい。

今は乗客が来ることのない小高駅の駅前ロータリーで、花を植え続ける活動を行っている一人の女性がいる。震災まで小高駅前で旅館を営んでいた双葉屋旅館の女将小林友子さんだ。

海岸線から3kmの場所にある双葉屋旅館だが、国道6号線とJ R 常磐線の線路を乗り越えた津波はここ双葉屋旅館にも押し寄せ、1階床上まで浸水したという。さらに直線距離にして約15kmにある福島第一原発の事故により、小林さん自身も避難を強いられ、旅館も休業を余儀なくされる。

現在は、南相馬市原町区の仮設住宅に暮らす小林さんだが、旅館の再開に向けて大忙しだ。旅館は現在リフォーム工事中で、営業再開に向けて準備の真っ只中。また、旅館の隣では、「アンテナショップ希来（きら）」を今年の1月にオープンし、仮設住宅に住まう方の手作り工芸品などを販売している。そのかわらで、小高駅前に花を植える活動も続けている。震災前には、ツツジの植栽があるだけだった小高駅に色とりどりの花が咲く。

「花は、見た人を元気にさせる。たくさんの人を笑顔にさせたい」と語る小林さんの忙しい日々は続く。



J R 小高駅前。パンジーが風に揺れ、チューリップの芽も顔を出し春を待っている。

南相馬市鹿島区にある仮設住宅団地の隣のビニールハウスでは、たくさんの花々が出荷を待っている。ここで花を育てているのは“のらとも農園”を主宰する廣畑裕子さん。

廣畑さんの自宅も南相馬市小高区にある。幸いにして津波の被害は免れたが、福島第一原発事故の影響により、自宅で生活することはいまだ叶わず、仮設住宅での暮らしを続けている。平成25年4月、それまで二十数年勤めた会社を退職したのを機に、仮設住宅団地のとりの空き地の活用を思いつき、地権者から土地を借りて、子どもたちが遊べる広場、運動場を整備したのに続いて、みずからの手でビニールハウスを建て、のらとも農園を立ち上げ、花の栽培を始めた。ビニールハウスの隣では2頭のヤギも飼われ草を食んでいる。

さぞ、これまでも経験があり、園芸の心得もあったのかと思いきや、本格的に花の栽培をするのはこれが初めてだという。しかし、仮設住宅の住民には、経験者も多く、見に来ては様々なアドバイスをもらっているという。「ここでの師匠は百人、生徒は私一人」と語る廣畑さんの笑顔が印象的だった。

今では、仙台の市場をはじめとして、全国に出荷するまでになっているのらとも農園。常時従事しているのは7~8人とのことだが、その目はしっかりと避難指示が解除された後を見据えている。



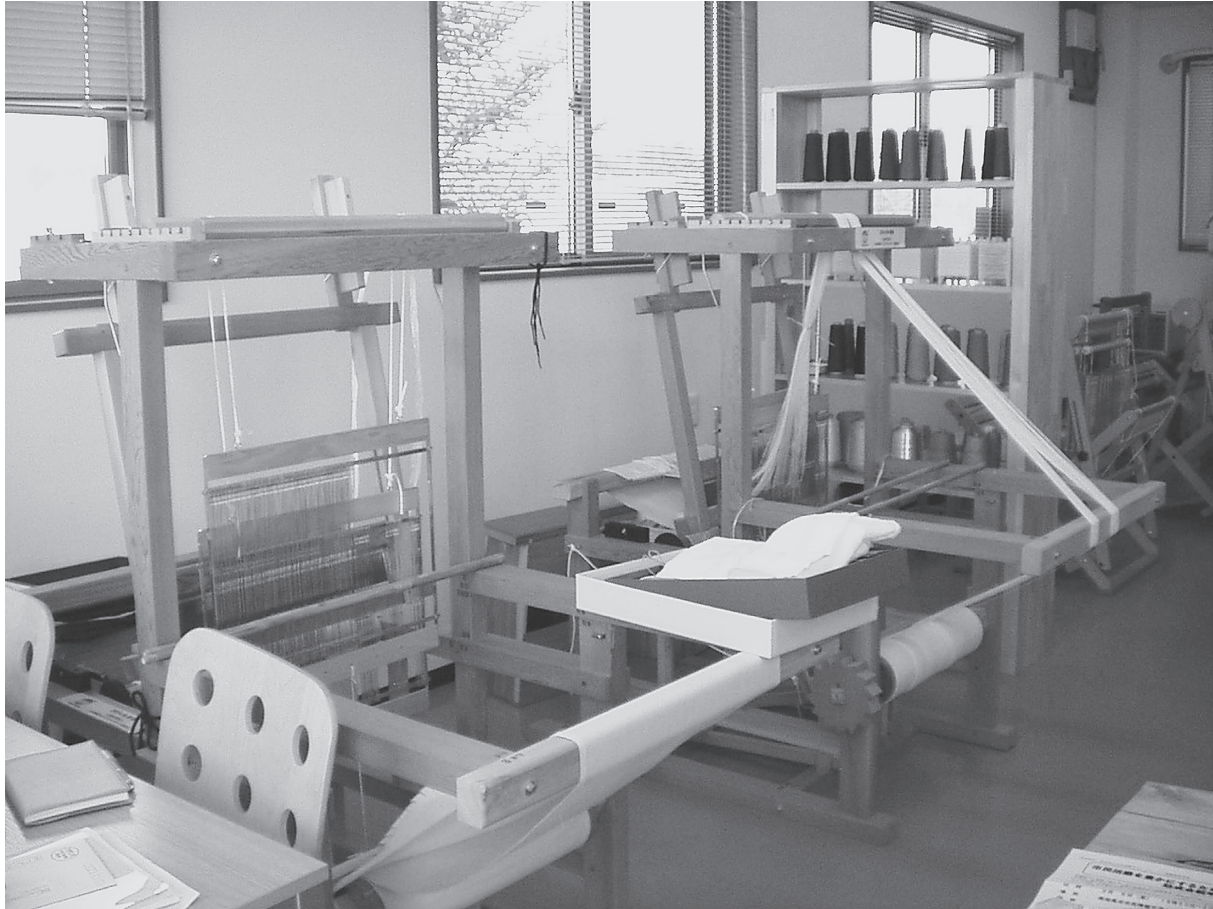
のらとも農園のハウスの中では、たくさんの花が出荷を待っている。

平成25年4月に設立されたNPO法人浮船の里。南相馬市小高区に事務所を構えて活動している。

代表を務める久米静香さんは、小高に来たときに立ち寄れる場所、語り合える場所をつくりたいと“あすなる交流広場”を立ち上げた。あすなる交流広場では、「ここに人がいる」ということを示すために、一年中、鯉のぼりを立てている。訪れたこの日も、気持ちよさそうに鯉のぼりが風に泳いでいた。

建物の中には所狭しと機織り機が並ぶ。見れば脇には座繰り機もある。聞けば、小高はもともと養蚕が盛んな地だったそうで、浮船の里では、養蚕をコミュニティづくりのためのきっかけとして始めたという。桑の木を育て、蚕を飼い、繭から糸を紡ぎ、そして織物にするまで、いつの日か一貫してすることが夢だそう。今は、この「お蚕様プロジェクト」も動き出したばかりだが、ここで織られる“小高天織”は、やがて小高の復興のシンボルとなる日が来るに違いない。

久米さんは、あすなる交流広場での活動のほか、小高の被災地のツアーガイドも精力的にしている。私も短い時間、案内していただいたが、「被災地を案内するのが毎日のリハビリ。いろんな人に会って、話ができることが幸せ。だから元気でいられる」と語る久米さんの明るさに、こちらが元気をいただいた。



あすなる交流広場館内。小高天織はここで織られる。

小高駅前通りで、シェアオフィスを運営している株式会社小高ワーカーズベース。代表を務めるのは、やはり小高区で生まれ育った和田智行さんだ。

小高区は、日中の立ち入りは自由になったとはいえ、多くの住民は避難生活を続けている状態にあり、何をするにも活動拠点が地元（避難区域）にないという課題を抱えていた。そこで、避難指示解除に向けた課題解決のための第一歩として、平成26年5月に避難区域では初となるシェアオフィス「小高ワーカーズベース」を開設し運営している。

平成26年12月にオープンした“おだかのひるごはん”も小高ワーカーズベースが運営する震災後の避難区域では初の食堂だ。地区内の飲食店の営業が再開されない中でも、避難区域内で温かい食事をとってもらいたい。そんな思いで、避難先で営業する食堂の空き店舗（？）を借り、温かな昼食を提供している。コンセプトは、“小高で食べてた普通のごはん”だそうで、調理するのはもちろん地元の“おばちゃん”たち。日替わりで定食を出している。ボリュームもたっぷり、なんとも懐かしい味付けで、食べてホッとするそんな昼ご飯である。



この日のメニューは「メンチカツカレー」

それぞれの人々が、それぞれの立場で避難指示解除後を見据え活動している南相馬市小高区。1年ほど前からは、そんな彼（彼女）らが連携を持つようになり、今では、共同で行政に対しても復興への提言をするなどの活動をしている。

一見、人通りも少なく、寂れた感もある小高区だが、しっかりと前を向き活動する人たちに接したとき、小高区の未来は明るいと感じた。そこまで決して平坦な道ではないだろうが、避難指示が解除された後の小高区がどのような町になっているのか、とても楽しみだ。 (西川 正)

阪神・淡路大震災から20年の シンポジウムに参加して

平成27年1月17日、兵庫県司法書士会館において「阪神・淡路大震災と住宅問題シンポジウム～東日本大震災の復興につなぐ～」と題するシンポジウム（兵庫県司法書士会主催）が開催された。

当日は、阪神・淡路大震災からちょうど20年目の日にあたり、神戸市周辺で100件以上の震災関連シンポジウム等が開催されているようで、市民の関心の深さが伺えた。

当シンポジウムでは、立命館大学政策科学部の塩崎賢明教授より基調講演があった。

塩崎教授は、阪神・淡路大震災から20年経過した今日、神戸市民のうち18%は震災後に誕生し、あるいは神戸市外から転入した人々で、震災を知らない世代も多くなっている。神戸市は外見的には完全に復興しているように見えるが、震災の傷跡や復興未達成の状況はなお存在すると述べた。

さらに塩崎教授は、復興過程における追加的な災厄があることを問題視し、これを「復興災害」と命名している。

復興災害とは、「災害そのものでは一命をとりとめたものの、その後の復旧、復興の過程で生命、健康、生活が破壊されること」と定義したうえで、具体的には、①創造的復興の名のもとの便乗開発、②単線型住宅復興、③借上げ公営住宅からの退去問題、④孤独死などの問題を指摘した。

これらは東日本大震災の復興施策において、同じ轍を踏まぬようしなければならない問題である。

① 創造的復興の名のもとの便乗開発

阪神・淡路大震災は、都市直下型地震で、住宅倒壊や市街地大火による人的被害（死者6434人）を惹起したのに加え、鉄道・道路・高層ビル・地下街等の近代型都市施設の被害が甚大であった。当時、兵庫県は、創造的復興をスローガンに

掲げ、単に元に戻すのではなく21世紀の成熟社会にふさわしい復興を目指すと決定した。しかし、実際には不要のインフラ整備が行われた感は否めない。神戸空港の建設や地下鉄湾岸線の建設は、本当に必要であったのか。神戸空港は利用率が低く、地下鉄湾岸線は大赤字。創造的復興予算16.3兆円のうち9.8兆円が多核・ネットワーク型都市圏の形成という名のもと、空港や鉄道の建設費として使われたが、これは便乗型開発復興であったと指摘した。

② 単線型住宅復興

「単線型住宅復興」とは研究者における表現であり、具体的には、避難所→応急仮設住宅→復興公営住宅、という単路の流れを指す。行政による住宅復興支援ではこの流れを基本とし、それ以外の道に進んだ人への支援が極めて希薄である。既存制度ありきの体制には大きな問題があると指摘した。

③ 借上げ公営住宅からの退去問題

行政は、応急仮設住宅を早期に閉鎖するために、民間の賃貸住宅等を借り上げて、借上げ公営住宅を提供したが、その契約期限は平成28年12月から平成32年5月に満了する。期間満了後は移転を求められることになるのだが、そもそも入居許可証に入居期間が明記されていないもの、あるいは明記されていても行政担当者から口頭で「その時がくれば何とかする」と言われていたという問題が、今日浮上している。

借上げ公営住宅の入居者の多くは高齢者である。今更どこに転居できるのだろうか。世論や改善運動によって入居継続の措置をとった自治体もあるが、自治体により温度差があり解決には至っていない。

借上げ公営住宅を退去した高齢者に行き先がないことは、行政側もわかっていることである。しかし、これを解決する制度（法律）が存在しない。だから何もできない。これは行政側の言い訳で、必要な施策の不作为である。行政のこのような不作为は許すべきではないと一石を投じた。

④ 孤独死

阪神・淡路大震災では、復興公営住宅は震災後1年から5年の間という比較的早い時期に大量に建設された。鉄筋コンクリートの中高層集合住宅で、家賃については低額に抑えられたことから、建物や家賃については満足との評価が居住者

からされている。しかし、復興公営住宅の居住者は見知らぬご近所さんであり、コミュニティが崩壊してしまっている。さらに、居住者は6割以上が60歳以上の高齢者で、一人暮らし者も42.8%と高率である。

研究によると孤独死の大きな原因は、①低所得（お金がない）、②慢性疾患（アルコール依存症も含む）、③社会的孤立（家族とも切れている）、④劣悪住環境（人間らしい住まいの欠如）との研究報告がある。復興公営住宅においては③、④が問題とされる。ハコ物は良くて、コミュニティが崩壊してしまっは人間らしい生活は望めない。

阪神・淡路大震災以降平成26年末までの孤独死は、1097人に至っている。この内訳は、応急仮設住宅で233人、復興公営住宅で864人である。阪神・淡路大震災における死者6434人と比較すると、大きな数字であり残念でならない。

復興とは、ハコ物を与えればよいという問題ではないと警鐘を鳴らした。

東日本大震災において、以上のような復興災害を引き起こさないためには、まずは被災者の救済、生活再建を第一義に、必要な施策の不作為を許さない、不必要な開発プロジェクトを行わない、被害者ニーズの正確な把握が必要であると塩崎教授は総括した。

（高橋 徹）

**群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは
群馬司法書士会ホームページで見ることができます。
第1号から掲載されています。是非ご覧下さい。**

連載コラム

現場に生きる

—被災司法書士のつぶやき— (7)

司法書士 渡辺和則

土地の復興と人の復興

中間貯蔵施設への除染廃棄物の搬入が始まり、常磐自動車道全線開通、国道6号線全線開通等、震災と原発事故から4年を過ぎ、これまで停滞していた福島第一原発周辺地域の復興の兆しがようやく見えてきた。しかし、一方そこに住んでいた地元住民の気持ち置き去りにされたまま、土地の復興だけが勢いを増しているような気がしてならない。そして風化が進むにつれ、避難者に対し配慮を欠いた報道も目立つようになり、世間の風当たりも強くなってきているのを最近ひしひしと感じている。

福島第一原発周辺各町が実施したアンケート調査の結果（復興庁平成26年10月17日発表資料）を見てみると、帰還を希望している住民は、富岡町で11.9%、浪江町で17.6%、大熊町で13.3%、双葉町で12.3%といずれも低調だ。さらにその調査結果を分析してみると、各町そのアンケートの問い方に微妙な違いがあることに気付く。富岡町のアンケートの場合

「現時点で戻りたいと考えている」という帰還意思の問われ方であるのに対し、浪江町では「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」、大熊町、双葉町は「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」という帰還意思の問われ方になっている。これでは単純に隣接町を比較することはできないだろう。避難者に帰還の意向を問う場合、その答えには必ず修飾語がつく。「今すぐ戻りたい」「子供達が大きくなったら戻りたい」「復興の状況を見て戻りたい」「住民の帰還状況を見て戻りたい」「福島第一原発が廃炉になったら戻りたい」「線量が1ミリシーベルト以下になったら戻りたい」「3・11当時に戻るのなら戻りたい」これをいずれも帰還の意思有りとして一括りにするならば、ほとんどの人は帰還の意思有りとなる。避難者の帰還意思に対する答えは、家族や仕事、就学、避難先、避難元の状況そして時間軸の取り方によっても変わるので、その結果も注意深く分析する必要があるだろう。

避難者を「帰還する人」「移住する

人」の二元論で峻別し議論すべきではない。これは当初から被災地で言われ続けてきたことであるが、その気持ちを慮れるはずの避難者同士でさえ、未だに「帰還する人」「移住する人」の二極で議論を繰り返し、デリカシーのない発言を浴びせ合っている現状を見るに付け悲しくなるばかりだ。帰還する人側からは「なんだ、故郷を捨てるのか」「帰還しない奴らが復興の妨げになっているんだ」と吐かれ、移住する人側からは「あんなところで子供を育てる人の気が知れない」

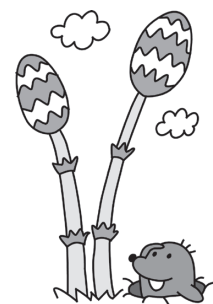
「健康被害が出るかもしれないのに子供達がかわいそう」と中傷合戦が繰り返される。皆同じ時期に避難を余儀なくされ同じように元の生活ができずにいる状況に変わりはないのに、自己の立場と選択の正当性ばかり主張している。4年が経った今、改めてお互いの選択を尊重し認め合い、もっと想像力を持つことが求められているように思う。

これから住民が帰還しようがしまいが土地の復興は急速に進むのだろう。しかしそれが帰還する人にとってだけの復興であればどうなるのだろうか？移住を選択した人達を切り捨てた復興であればどうなるだろうか？止むに止まれず移住を選択した人も半数以上の人々が町との継続的な関わりを持ち続けたいと願っていることは先のアンケートからも明らかだ。例え避難先に住民票を移して新しい家を購入しても、必ずしも帰還を諦めた人ば

かりではないし、遠い将来には故郷に戻って古里で最期を迎えたいと考えている人は多い。これから福島第一原発周辺地域は確実に人口減になり、人が戻っても原発の廃炉作業員や工事関係者を含め、ほとんどが以前そこに居住していた人以外の住民が移り住む地域になるのだろう。しかし、これからの土地の復興が発災当時の地元の住民の力や関わりなしで進めば血の通った復興などできるはずがないし、魂の抜け落ちた単なる箱もの事業誘致だけの復興に終始してしまうと私は思う。誰もが自らの意思で住み慣れた古里を離れたわけではない。止むなく移住を決めた人、移住しながら将来帰還を望んでいる人達を含め全ての住民の力を借りなければ福島第一原発周辺地域の復興の成功はないだろう。また、避難者自身が自分の古里の復興に関わることで、それが心の復興に繋がるのだ。

土地の復興と人の復興は、それが両輪となって動いて初めて血の通った復興になるのではないだろうか。

今この復興がようやくスタートしようとしている時に避難者同士でいがみ合っている場合ではない。



司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633****(通話料無料)****月～金曜日(祝日を除く) 午後1時～午後4時****群馬司法書士会**

＊ ブログにアクセスしてください ＊

原発事故被害者支援司法書士団のブログが開設されました。
避難者の皆様に有益な情報が掲載されています。是非アクセス
してください。月に1300件ほどのアクセスがあり好評を博して
います。今後も原発事故に関する情報を提供し続けていきます。
よろしく願いいたします。アクセス先は下記の通りです。

「原発損害とこれからの生活を考える」

で検索をするか blog.livedoor.jp/genpatudan/ にアクセスして
ください。

皆様方の訪問をお待ちしております。

**FAX 027-221-8207**

本誌に対するご意見・ご感想・ご要望、今後本誌で取り上げて欲しいテーマ等、
ありましたら、ご自由にお書きの上、FAXまたは郵送にてお送り下さい。

ご協力ありがとうございます。今後の紙面作りの参考とさせていただきます。

差し支えない範囲でご記入下さい。

氏名	(男・女)	年齢	歳
現住所	〒		
TEL	避難元市町村		

郵送先 〒371-0023 群馬県前橋市本町1-5-4
群馬司法書士会 震災対策本部